# 第13回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成20年9月18日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所 自治会館 6階 601会議室
- (3) 出席者

## ア委員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 小川静子 杉山元治 田崎由子 藤田一巳 松野義廣

## イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 建設産業室長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 農林総務課主幹 森林計画課主幹 建設産業室主幹 出納局入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席

南会津農林事務所農村整備部長 県北建設事務所主幹兼事業部長 県北建設事務所主幹 三春土木事務所長 喜多方建設事務所主幹兼企画管理部長 喜多方建設事務所主幹 県中流域下水道建設事務所長 県中流域下水道建設事務所次長兼総務課長 県中地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長 会津地方振興局出納室長 南会津地方振興局出納室副室長兼出納課長

### (4) 次 第

ア開会

### イ 議事

- (7) 報告事項
  - a 指名競争入札の試行状況について
  - b 予定価格事後公表の試行状況について
  - c 県発注工事の入札等結果について
  - d 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について
- (化) 審議事項
  - a 建設関係団体等からの意見聴取について
  - b 抽出案件について
- (ウ) 各委員の意見交換
- (エ) その他
- ウ閉会

## 2 発言内容

# 【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから第13回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。 議事につきましては、美馬委員長にお願いいたします。

### 【美馬委員長】

今日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、13回目となります監視委員会を始めます。

これより審議に入りますが、今日は、審議事項といたしましては、報告事項が4件、審議事項が2件、その他意見交換等がございます。

まず、議事の進め方につきまして協議したいと思います。最後の案件の抽出テーマですが、「最低制限価格を下回った者が多かった案件」となっておりまして、現在、非公開となっております最低制限価格などに関して議論されることが予想されます。そうしますと、「会議の公開等に関する取扱要領」第2条第1項第3号に該当するおそれがございますので、発注機関の説明以外の部分を非公開としなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

## (異議なしの声)

よろしゅうございますか。

それでは、審議事項「抽出案件について」の最後の案件につきましては、一部非公開とさせていただきます。

それでは、初めに報告事項のア「指名競争入札の試行状況について」を説明願います。

## 【入札監理課長】

(資料1により説明)

### 【美馬委員長】

ありがとうございました。

指名競争入札の試行状況ですが、ただいまの報告につきまして、御質問等がございますか。

### 【小川委員】

今御説明のありました、全員が辞退した案件というのは、具体的にどういう工事で、その後ど うなったのか教えてください。

### 【入札監理課長】

これは、南会津建設事務所の工事で、交差点の地下の暗きょの工事だったわけでございますが、 10者指名して、10者辞退ということでした。理由といたしましては、交差点のため非常に交 通量が多いということで、県の方の安全面の積算と業者さんの積算で開きがあったということで ございまして、現在、今後どうするかについては、事務所の方で検討中ということでございます。

## 【美馬委員長】

小川さん、よろしゅうございますか。

### 【小川委員】

はい。

## 【美馬委員長】

ほかに御質問ございますか。

結果とすれば、落札率は、条件付一般競争入札に比べて高めになっているということです。そして、特徴とすれば、最低制限価格を下回る失格者が少ないということです。くじ引きはないというような内容になってます。

よろしゅうございますか。

## 【安齋委員】

まだ、数か月間ですから。

### 【美馬委員長】

今後、指名競争入札の試行状況を見ながら、来年どうするか、重要な課題になるかと思います。 それでは2番目の報告事項「予定価格事後公表の試行状況について」です。事務局説明願います。

### 【入札監理課長】

(資料2により説明)

# 【美馬委員長】

ただいまの報告につきまして、御質問ございますか。

入札参加者数が減るというのは大体わかるんですが、失格が減っているというのは、これはどうしてですか。

# 【入札監理課長】

事前公表ですと、予定価格を出しておりますので、それに対して、これまでの例を分析して、 最低制限価格を類推して、どうしても取りたい場合は低く入れてくるということが考えられるわ けです。予定価格を隠していますと、業者さんが、それぞれ設計図書に基づいて積算していくわ けでございます。そうすると、それに基づいて入札額を決めていきますので、そういうことから、 そんなに極端に低く入れてくるということが少ないのかなと。

# 【美馬委員長】

そうすると、要するに自分のところで算出していると。

### 【入札監理課長】

そうです。まず、業者さんが、自分で積算して見積りしないと入札額が出てこないわけなんで、 そういうことかなと推測しております。

## 【美馬委員長】

ということは、自己責任でやる比率が高まってきたということですかね。

あと、くじが、やっぱり3件あるということは、要するに、予定価格と大体一致して、それで何パーセント掛けて同じ数字が出てくじ引きということになったんですか。

## 【入札監理課長】

例えば、先ほど申し上げたように予定価格の80%、85%ピッタリということではなく、結果として1つの例は78%くらいで一緒だった。もう1件についても、75%くらいで結果として1位の人が同額になった。あともう1件につきましても、大体79%くらいで同額でくじ引きでした。

## 【美馬委員長】

予定価格をきちっと把握していたということが想定されるんですね。

### 【入札監理課長】

積算ソフトというものが市販されておりまして、設計図書に基づいてそれを使いますと、大体は県の設計額にほぼ近い額は出せるというのが実態でございます。したがって、過去の入札結果はホームページで公表されておりますので、失格者の例とか、落札者の額とか、工種ごととか分析しまして、大体最低制限価格を類推しているのが実態かなと思います。

### 【美馬委員長】

そうしますと、試行状況から見て、予定価格の事後公表は今のところ問題ないと。そんな感じですか。

# 【入札監理課長】

中間ですので、県としてのコメントは差し控えたいと思います。客観的な事実を報告させていただいたということです。

## 【美馬委員長】

私の評価からすれば、大して問題ないのかなという気はしますね。当初の意図がきちんと実現されているかは、今後の検証を見なければならないかもしれません。

# 【小川委員】

参考までに、全員予定価格が超過して不調になったものは、その後の入札でどのくらいの落札 率だったんでしょうか。

### 【入札監理課長】

2回目で99.53%で落札しております。

## 【美馬委員長】

1者だけですか。

### 【入札監理課長】

1者だけです。

# 【美馬委員長】

再入札した結果そうなったということですね。

小川さん、よろしゅうございますか。

### 【小川委員】

はい。

### 【美馬委員長】

そのほか御質問ございますか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは3番目の報告事項「県発注工事の入札等結果について」でございます。御報告願います。

# 【入札監理課長】

(資料3及び資料3-1により説明)

# 【美馬委員長】

ありがとうございました。

今回の3の資料につきましては、今回の抽出案件の対象期間になっておりますので、抽出案件の土台となる資料が資料3及び3-1でございます。

何か御質問ございますか。

### 【藤田委員】

お伺いいたします。資料 3-1 の 4 ページの契約方法別落札率データの中に、落札率が 54.95%という数値がありますが、この場合、最低制限価格は決めていなかったのでしょうか。これは制限条件がなかったために、このような結果になったということですか。

# 【入札監理課長】

ここの委託につきましては、従来から最低制限価格を設けておりませんでした。それで、昨年度の見直しにおいて、委託に最低制限価格を設けるかどうかにつきましては、今年度の状況を見て、継続して検討していきましょうという結論になっておりますので、現在、状況を見ているということでございます。

### 【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

## 【藤田委員】

はい。

### 【美馬委員長】

これは低いですね。54.95%、非常に低いです。

### 【小川委員】

委託というのは、測量が多いんでしょうか。

## 【入札監理課長】

資料3-1の4ページの4のところに件数を記載しております。

### 【美馬委員長】

小川さん、前回資料をいただいたんですが、1つ問題点は、どのくらいの入札参加者があるか ということでしたが、今回、これを見てどうですか。

## 【小川委員】

委託というのが測量が多いということになると、測量というのはいろんな工事の基本になるところなんです。そこのところであまりにも低すぎるということは、測量会社というのは、人件費の占める割合が多いんですけれども、そういうところをカットしているんじゃないかとか、下請に回すときの下請費をカットしているんじゃないかとかそういうことも想定されるので、工事の叩き合い以上にひどいものがその裏に出てくるおそれがありますので、やはり最低制限価格を設けた方がいいんじゃないかと私は思います。

# 【美馬委員長】

委託業務だけじゃなく、そのほかの工事についてはどうですか。

## 【小川委員】

1つ気になったのが、自然保護課で発注されている尾瀬とかその辺の歩道整備関係がすべて同じ業者が落札しておりまして、昨年いただいた資料を見てもほとんど同じで、中にはその業者1者しか応札しなかったものもありますが、3者応札してもたまたま同じ業者が落札したんだと思うんですけれども、何かこの業者じゃないとできないような事情なみたいなものが、特殊な工事で、難しい工事だからここじゃないとできないという事情があるんでしょうか。

### 【入札監理課長】

工事場所が尾瀬の歩道整備ということで、資材の運搬とか、国立公園内ということから、これまでの実績があるところでないとなかなか参加しにくい面があるのかなというのが推測でございます。

# 【美馬委員長】

小川さん、よろしゅうございますか。

# 【小川委員】

はい。

# 【美馬委員長】

特殊な分野かもしれませんね。

ほかにこの案件につきまして御質問ございますか。

抽出案件と見比べながら、またあとで議論する機会があるかとは思います。

## 【小川委員】

ちょっと気になったんですが、今回落札率が低いのがポツポツと見受けられて、75%台の落 札率というのが結構件数的にあるんですけれども、経営事項審査で経営状況を示す700点平均 の設定になっているYという点数がありますが、いろんな業者さんを調べて見ますと、600点 台とか、700点台とかの企業が多いんですけれど、75%台で落札した企業の中に、経営状況 のY点という点数がO点(再審査後94点)という会社が1者あるんです。経営内容を見ますと、 やはり損失金がたくさんあったり、借入金が年商よりも多いとか、かなり問題が見受けられるの で、そういったところが、県の公共工事、税金を使った工事を落札して、これは無事に工事が終 わったんだと思うんですけれど、そういう場合に、下請さんに迷惑が掛かかっていないのかだと かそんな懸念もされます。実際、県の方では元下110というのを設置されて、県の発注工事に ついては、下請とかに不払いがあった場合とかはそこに申し入れをできるようにはなっています けれど、なかなか下請さんというのは、そういう制度を使いにくい立場にありまして、実際、水 面下で問題があっても、表面には出てこないというのが多いんです。それと経営状況が0点であ るということは、税金の支払い等もそんなにないだろうと思われる。それから、今回は無事工事 が終わっているからいいんですけれども、例えば、工事の途中で破産するとか、民事再生をする とかいろんなことで工事がストップしかねない状況にもあったんじゃないかということが懸念さ れますと、今後、経営状況が皆さん悪くなっておりますので、結局目先の仕事がほしくて安い金 額で入れて取ってしまう、たまたま落札してしまうということが、今後、もっと増えることが想 定される。Y点がO点というのは本当にかなりひどいと言わざるを得ない点数なんです。今まで 倒産した業者のデータを見ますと、100点台から200点台のところが倒産しているんです。 それが0点ですからどれだけひどいかというのはおわかりいただけると思います。そういうもの に対する発注者としての対応というものを、これから何か対策を取っていかないといけないじゃ ないかなと思うんです。そこまでひどいところは何らか改善計画書を出させるとか、工事ができ るかどうかという証明を求めるとか、そういったとこまでやった上で、仕事をやってもらうとい うことをしないと、あとは、正当に努力しているほかの取れなかった業者さんから見ると、非常 に不公平感が出てくるんじゃないかなという心配をしました。

### 【美馬委員長】

今の経営状況が悪い、あるいは標準より点数が悪いところが入札している。私の資料ではわからないんですが、そこら辺について、当局はきちっと把握しているんですか。

## 【入札監理課長】

Y点が0点という、そこのところどうなんだというところにつきましては、まず、事実を確認してそこは検討させていただきたいと思います。そもそも有資格名簿に載る前は、経営事項審査に基づく客観点と主観点の総合点でABCDというランク分けをして、これは2年に1回やっているわけなんですが、そういうことで、経営状況なり、技術力なり、地域貢献とか工事成績点とかを総合的に評価してランク付けしておりますので。

# 【美馬委員長】

そこで資格有りと認めたらあとは問わない。

# 【入札監理課長】

そこは2年に1回の話なんでございますが、その後の状況によってY点が0とかにつきましては、事実を確認させていただきまして検討させていただきたいと思います。

# 【美馬委員長】

小川さん、よろしゅうございますか。

# 【小川委員】

はい。

# 【美馬委員長】

やはり制度ですので、一回資格有りと認めた場合に、それで有資格者としたらあとは価格以外にないというのがルールとすればそれは仕方がない。そうしますと、2年に一遍行われる資格審査でチェックができるか、たぶんそこを突かないと。あるいは総合評価方式とかをもってこなければ、小川さんのいうものには対応できないのかもしれません。ただ、個別案件として、非常に低い評価の入札者がきた場合は、重点的に監査をするのは重要かもしれません。

それでは、第4番目の報告事項であります、「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について」の説明をお願いします。

# 【入札監理課長】

(資料4により説明)

### 【森林計画課主幹】

(資料4により説明)

### 【出納局入札用度課主幹兼副課長】

(資料4により説明)

## 【美馬委員長】

ありがとうございました。「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について」でございました。

何か御質問ございますか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、報告事項を終わりまして、次の審議事項の1番目です。「建設関係団体等からの意 見聴取について」の案件でございます。御説明願います。

### 【入札監理課長】

(資料5により説明)

## 【美馬委員長】

建設関係団体等からの意見聴取でございます。昨年度開いたものを、今年度も継続して開きたいということです。意見聴取をする代表者の選定は、元請、下請、個別事業者に加えまして、今回、業界団体として設立されました委託業務関係を入れて行いたいということです。これにつきまして、まずは御質問いかがですか。

(特になし)

じゃあ、御意見をいただきたいんですが。

## 【小川委員】

是非やっていただきたいと思います。

### 【美馬委員長】

賛成意見でございましたが、ほかの方よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

それでは、今回示された資料に基づきまして、次回の委員会の開催時に意見聴取を行うという ことにしたいと思います。

それで意見聴取の候補者を選ぶ委員を選定しなければならないんですが、事務局と相談しまして、安齋委員と田崎委員にお願いしたいんですが、よろしゅうございますか。

# 【安齋委員・田崎委員】

はい。

### 【美馬委員長】

それでは、安齋委員と田崎委員に選考の方をお願いしたいと思います。 2人の委員は会議終了後、打ち合わせがございますので、西庁舎の12階の入札監理課に移動しまして説明を受けていただきたいと思います。

それでは、5分間ほど休憩をとります。2時15分から再開することといたします。

《休憩》

# 【美馬委員長】

それでは、時間になりましたので再開します。

次は審議事項の2番目の「抽出案件について」でございます。

まず、抽出された両委員から抽出理由の説明をお願いします。それでは、岩渕委員、小川委員の順でお願いします。

### 【岩渕委員】

私の方が抽出しましたのは、指名競争入札の方の整理番号の7番です。考えとしては、指名競争入札の中では低額で落札しているということと、入札参加者数が12者いて、すべてが、最低

制限価格を超えた高い金額で入札しており、かつ落札率が低いということで、ある意味では指名 競争入札の欠点かもしれませんが、その点で選びました。

それから、予定価格事後公表の案件では、整理番号22番を選んだんですが、これは、落札率が低かったということと、割と入札参加者数が多かったこと、それと失格者が多かったということで、これを抽出しました。

## 【美馬委員長】

じゃあ、小川さんよろしく。

# 【小川委員】

私が選びましたのは、指名競争入札の整理番号2の中山間地域の工事で、9者指名してはあるんですけれども、地域外の会津若松市の業者が辞退しているというところが気になったものですから、これを抽出しました。

それから、県中流域下水道の整理番号37ですが、無効又は失格になった3者あるうち、2者は金額が低くて失格になっている。それから、1者は予定価格を上回って失格になっているということだったんですが、上回った業者と低すぎた業者の開きがあまりにも大きい。それから、落札した業者との開きもかなりあるものですから、関心を持ってこれを選んでみました。

それから、最低制限価格を下回った者が10者以上いたという三春土木事務所の工事は、落札 した業者だけが残って、あとは全員が失格になっていて、失格している業者さんの数字がほとん ど同じだと。そうすると、予定価格の適正というものはどこにあるのかなと思いまして選びまし た。

# 【美馬委員長】

両委員の抽出の理由については、よろしゅうございますか。

(特になし)

それでは、各抽出案件について、説明をいただきたいと思います。

まず1番目、南会津農林事務所の案件について、説明願います。

### 【南会津農林事務所】

(資料6により説明)

### 【美馬委員長】

ありがとうございました。

この案件について、質問があればいただきたいと思います。

## 【松野委員】

先ほど御当局の方から、指名競争入札の場合は、辞退してもいいよということにしているというお話があったわけですが、県御当局としては、この案件の場合は、2者辞退しているわけなんですが、辞退する理由等については、わかっていらっしゃるんですか。

# 【南会津地方振興局】

辞退の理由につきましては、聴き取りで伺っております。両者とも若松の業者なんですけれど、 工事の現場が舘岩にあり、遠距離でございますので、必要経費がかさむということで、採算に合 わないと判断したという理由でございます。

# 【美馬委員長】

遠隔地で費用がかさむということのようでございます。

松野さん、よろしゅうございますか。

### 【松野委員】

はい。

# 【小川委員】

関連してなんですが、指名の時の業者数を9者指名しなければいけないということと、今回、 特殊な事情があって、前にあった残工事であったということなんですけれど、当時の下請者とい うのは、この9者指名したうちの辞退した業者ではないんでしょうか。

### 【南会津地方振興局.

当時の下請業者は八ツ橋設備株式会社で辞退した業者ではありません。

### 【小川委員】

そうしますと、八ツ橋設備さんは下請だったということなんですけれど、それ以外は、こうい

う仕事ができそうだというところを選んだんでしょうけれど、今言ったみたいに、距離の面とかで会津若松の業者さんが辞退してしまっているというのは、ある程度想定できなくもないところなんですよね。南会津の業者さんの中に、これはBとCとDですから、Bの業者さんが23者、Cの業者さんが5者、合計28者あるわけなんで、指名する時に、舘岩という距離的なものを考えると、辞退してもいいとは言っても、せっかく指名するわけですから、なるべく辞退のないような業者を指名することはできなかったのかなという思いがあったものですから。

## 【美馬委員長】

そこら辺、当局はどう判断しましたか。近いところはあるだろうと。遠いところから選んだ理 由というのは。

## 【南会津農林事務所】

今回の指名選考については、確かに南会津、会津若松というところから選定しているわけですけれども、先ほど申しましたように、下請業者については会津若松になっております。その中で、指名選考する業者が、例えば、どのような業者を下請にするとかは、会社のいろんな今までの付き合いというかそういう中で決められることなわけで、結果として辞退は出ておりますけれど、そういう中で下請が若松ということで、南会津なり若松という選定させていただいたわけです。

## 【美馬委員長】

小川さん、よろしゅうございますか。

私は、これはあまり場所を限定してしまうと、今度は競争が起きてこないという問題もありますので、近ければすべていいということでもないかもしれない。

# 【小川委員】

地元の業者さんが28者もいらっしゃるわけですから、競争性も保てるので、そういう中から 指名した方が本当の意味での競争になるのではないかなと思うんですけれど。

# 【美馬委員長】

私なんかは、そこがちょっと意見が分かれるところで、あまり狭い地域だったら人数は集まるかもしれないけれど、やっぱり仲間内同士でお互いになあなあなあで行く可能性が出てくる。そこにやっぱり外部からある程度入れていくと適正な競争が起きるのかなという気もしますがね。だから、いろいろな面があるのかもしれません。

ほかにいかがですか。

(特になし)

内容については、あとで意見をいただくことにしまして、2番目の県北建設事務所の案件について御説明願います。

### 【県北建設事務所】

(資料6により説明)

# 【美馬委員長】

ありがとうございました。

それでは、この案件について御質問ありますか。

### 【岩渕委員】

辞退した理由をお聞きしたいというのが1つと、あと、3者がかなり下の方で競っていて、1 者が失格にされてしまったんですけれど、その辺の評価というものをどうお考えになっているの かをお聞かせください。

# 【出納局入札用度課】

辞退理由ですけれど、提出された入札辞退届けには、単に辞退しますということですが、念のために後日聞き取りをしました結果、担当者の話ですけれども、積算したけれども合わなかったという言葉が返ってまいりました。

# 【美馬委員長】

もう1つ、低い値段と失格になったところについては。

## 【県北建設事務所】

結果といたしまして、8ページ、9ページに記載されていますように、3者が他の会社よりは 低いわけですが、この低い理由等については確認はいたしませんでした。

## 【岩渕委員】

失格したところと落札したところがそれほど差がない状況ですけれど、落札したところが工事をするには問題がないと判断しているんですか。

# 【県北建設事務所】

落札した会社におきましては、過年度に同地点の工事をやった経験もございますし、その時も 支障がなかったという報告を聞いております。また、今準備工事の段階でございますが、現地に 着手しております。現時点では、今お話のあったような心配はございません。

## 【美馬委員長】

岩渕さん、よろしゅうございますか。

## 【岩渕委員】

はい。

### 【美馬委員長】

ほかに御質問ございますか。

(特になし)

それでは、2番目の案件は終わりまして、3番目の喜多方建設事務所の案件の説明をお願いします。

### 【喜多方建設事務所】

(資料6により説明)

### 【美馬委員長】

ありがとうございました。

先ほどの件で、Aの格付を入れた理由を後で述べると言われたんですけれど、説明がなかったですよね。

### 【県北建設事務所】

これの前の案件でございますが、基本の格付からしますと、この工事はBとCとDが対象となる工事です。ただ、現地の交通量が多いので、その辺の配慮が特に必要だということから、逆にAを入れまして、AとBの中から当該工事の指名選定をしたということでございます。

# 【美馬委員長】

はい。わかりました。

それでは3番目の案件について、御質問ありましたらお願いします。

## 【松野委員】

11ページの入札参加者数なんですれども、29者とほかの工事に比べて参加者数が多いように思うわけなんですけれど、この工事の場合は何か要因があったんでしょうか。

### 【喜多方建設事務所】

本工事につきましては、29者ということで、地域別に分析してみますと、喜多方建設事務所管内が14者、全体が23者あるうち14者が参加しています。それから、会津若松建設事務所管内の者が、全50者のうち14者。それから、県中建設事務所郡山管内68者のうち1者が応札しております。なお、県北建設事務所管内は80者該当しているんですが、1者も参加はありませんでした。それで、舗装工事という特殊性と言いますか、あまり仮設備等に費用が掛からないということで考えられますので、これだけの応札者があったのかなと考えております。

### 【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

# 【松野委員】

はい。

## 【美馬委員長】

それでは、4番目の案件、県中流域下水道建設事務所の案件でございます。説明願います。

### 【県中流域下水道建設事務所】

(資料6により説明)

# 【美馬委員長】

ついでに、辞退した1者について御説明願えますか。

### 【県中流域下水道建設事務所】

辞退した1者につきましては、19ページを御覧ください。上から3番目の会社、1者が入札

を辞退しております。

### 【美馬委員長】

その理由は何ですか。

### 【県中流域下水道建設事務所】

理由は承知しておりません。

### 【県中地方振興局】

この入札は電子入札でして、電子入札の場合、まず、申込みをいただいてから、その後札入れをしていただくんですけれど、この業者さんにつきましては、入札申込みはあったんですけれど、 実際の入札はないということで、入札辞退という取扱いになっております。

### 【美馬委員長】

理由はわかりませんか。

### 【県中地方振興局】

理由はわかりません。

# 【美馬委員長】

ただいまの説明につきまして、御質問がございましたらお願いしたいと思います。

### 【松野委員】

ただいまの件なんですが、電子入札とは言えども条件付一般競争入札方式なわけで、指名競争 入札とは違うと思うんです。ですから、その電子入札で一旦入札申込みがあって、実際入札はな かったということで、その事情をお聞きしていないというのはいかがなものかと思います。その 辺ルール化されているものはないのか。そして、こういう形でドタキャンされたような場合は、 何かペナルティーのようなものはないのか。その辺をお伺いしたいと思います。

### 【美馬委員長】

電子入札制度のルールとして、どういうルールを考えているのかということですが。

### 【入札監理課主幹兼副課長】

電子入札制度につきましては、福島県が独自に開発したものではございませんで、民間の電子入札制度を提供している会社のシステムを福島県で利用させていただいております。その辺は、コストの点とかいろいろなことを判断して決めたものですが、福島県の場合、条件付一般競争入札は、事前の申込みはなく、直接に入札書を送っていただいて構わないという事後審査方式でやっておりますけれど、電子入札に限りましては、システム上、いきなり入札書を提出することができない仕組みになっておりまして、そのために、形の上ということで、申請の行為を一度電子のシステム上していただくという扱いにしておりまして、今申し上げた形式的な申込みはしたんだけれども、実際は入札はされなかったということでございまして、そういう意味では、今ほど辞退という言い方をしておりますけれど、手続上、やるのかどうかを判断する以前の段階でやれるようには準備をしたと。だけれども、実際の積算などをした結果、入札は断念したということだろうと考えておりますので、そういう意味からは、辞退に対するペナルティーとかそういうことは考えておりません。

### 【美馬委員長】

そのようなことのようでございます。松野さん、よろしゅうございますか。

# 【松野委員】

はい。結構です。

# 【杉山委員】

この件だけ電子入札を選んだ理由というのは何かあるんですか。

### 【入札監理課主幹兼副課長】

電子入札そのものが、今年に入ってから、やっと福島県の場合は稼働したところでございまして、業者さんが電子入札に実際入札するためには、例えば、ICカードを購入したりとか、県の電子入札システムに登録したりだとか、手間暇が掛かるわけで、すべての企業が整っているわけではありませんでしたので、準備の状況を見ながら、段階的に導入しておるところでございます。そういう観点から、電子入札につきましては、一部抽出しながら試行しておりまして、その抽出に、特段これは電子入札、これは電子入札でないという客観的な基準は設けておりませんが、抽

出してこの程度の数はやってほしいという中で、それぞれの発注機関での判断で抽出されている ということでございます。

## 【美馬委員長】

電子入札にするかどうかは試行していると。ただ、特定のソフトを選んだ理由というのはわかりますか。

# 【入札監理課主幹兼副課長】

先ほど申し上げたプロバイダという民間の電子入札システムを提供している会社で、なお、かつ、例えば国とかほかの県などが使っているシステムと共通したシステムを提供している会社が、今国内で2、3者程度ございまして、その中で、2、3者程度でございましたので、見積書の提出を依頼しまして、応札のあった企業の中から、もっとも金額の低い見積もりを出したところと契約したという形でございます。

### 【美馬委員長】

杉山さん、よろしいですか。そういうような状況のようでございます。

# 【杉山委員】

はい。

### 【美馬委員長】

ほかに御質問ございますか。

### 【小川委員】

今回失格している業者が、予定価格をオーバーしている業者と予定価格を大きく下回った業者と2つに分かれて、こういう状況になるのは、予定価格の事後公表になれば想定されることではあるんですけれど、あまりにも開きが大き過ぎると思ったんです。失格した業者が、予定価格の62%、63%と相当低い数字で入れていると。Aクラスのこういった工事の経験の豊富な会社がこういう数字で入れてくるということは、何かこの工事であればこの金額でできるという過去の経験とか、そういったことがあるとか、そういうことは考えられないんでしょうか。

### 【県中流域下水道建設事務所】

先ほど鉄筋補強工と申し上げましたけれど、JR東日本の特許の工事となっております。ということは、全県的に調べているわけではありませんけれど、それほど県中管内で多く工事がなされているわけではない。そういうことで、なかなか経験上、実行予算を組みにくい工事なんだろうなとは思います。また、見積内訳書を見てみますと、大体鉄筋補強工だけで2200万の直接工事費での開きが出ました。これはやはり先ほど申し上げましたように特許工事という特殊性、工事が頻繁に行われていないという理由ではないのかなと推察しております。

### 【美馬委員長】

工事の性質上そういうことになるかもしれないということでございました。よろしゅうございますか。

# 【小川委員】

はい。

### 【美馬委員長】

ほかに御質問ございますか。

(特になし)

それでは、5番目の三春土木事務所の案件について御説明願います。

# 【三春土木事務所】

(資料6により説明)

# 【美馬委員長】

ありがとうございました。

ここからは非公開にしたいと思いますので、傍聴者の方は御退席いただきたいと思います。 《傍聴者退席》

# 【以降は非公開につき概要のみを記載】

### 【委員】

随分失格者が多い案件で、予定価格が相当高いところに設定されているのではないかと思うが、 何か特別な事情があったのか。

### 【三春十木事務所】

特に特別な事情で予定価格を高くしたということはない。基準どおりのもので設定している。

## 【委員】

数字だけを見ると、一番高く入札したところが落札している。

15者中13者が最低制限価格を下回って失格しているというのも異常であるが、15者中 14者が1300万円台で入札していて、すべて無効か失格というのも異常だ。こういう異常な ケースについて、県として何か心当たりがあるか。

# 【入札監理課長】

舗装工事は、比較的まとまった地域を施工するため、簡単に言うと効率がよく、利幅が出やすいということから、多少低く入れても、利幅が確保できるので、低く入れているのではないかと考えている。

## 【委員】

最低制限価格をあまりにも高く設定し過ぎているんじゃないかという感じがするが、そうではないのか。

### 【入札監理課長】

積算ソフトが市販されていることや、過去の入札結果の分析により最低制限価格を類推し、結果としてそういうことになっているのではないか。

## 【委員】

無効になった理由「見積内訳書に内容の記載のない費用が計上されていたため」と書いてあるが、もう少し詳しく説明願う。

# 【県中地方振興局】

見積内訳書の構成としては、項目があり、数量があり、単価があって金額という形になっているが、項目が白紙で金額だけ一式いくらという形の内訳書が提出された。念のためにこれはどういうことかということを確認したら、単なる間違いだということであった。

### 【委員】

もう少し実のあることでの無効だったらやむを得ないとは思うが、1者2者だけでなく十何者が1300万円台でできると出していて、たまたまそのうちの1者がそういうミスで無効になってしまうというのは、非常にもったいない気がする。確かに手続は手続だというかもしれないが、何かごまかして書いていたとか、悪意を持ってやったから無効というんだったら当然だと思うが、記入のミスぐらいで無効になってしまうのもどうなのかなと思う。

# 【入札監理課長】

今回の場合は、見積内訳書に数十万が書いてあって、その内訳が書いていなかった。何のための費用なのか書いてなかったというのが1番大きな理由であって、そもそも見積内訳書については、条件付一般競争入札になって、適正に積算してもらうということを業者にも周知しているところであり、費目、工種、種別段階まで必ず面積掛ける単価というようなところを求めており、その段階で一式表示の場合は無効にしている。そういう姿勢で臨んでおり、昨年度から業者には周知徹底しているところであるので、この場合は致し方ないと考えている。

# <抽出案件に関する意見交換>

### 【委員】

最後の件だが、予定価格に対して皆これくらいの金額でできそうだということで入札額を入れているわけだが、そういうことになると、予定価格自体がもう少し下げられるのではないか。業者の方が、これくらいの金額でできると考えているならば、予定価格の見直しなどは考えられないのか。

### 【入札監理課長】

資材単価や労務単価について、国及び各県が共通のルールで調査して、それに基づいて設定しているので、市場単価を反映した積算単価になっている。あと、積算の仕方についても、国及び各県が統一された積算の仕方でやっているので、予定価格については適正なものと考えている。

### 【建設産業室長】

公共事業の設計単価、設計労務単価、歩掛かり等については、国土交通省等のものを参考にしながら、県の歩掛かりを作っている。それから、設計に係る単価についても、市場単価を調査し

た上で、設計の価格に反映させているので、特別この工種の予定価格が高いということではない。

# 【委員】

たぶん、購入品の割合が少なく、人件費の割合が大きいため、そこでカットできると判断しているのではないか。

## 【建設産業室長】

舗装工事そのものは、道路改良工に比べて現場での段取りを上手くつければ施工性がよくなるということもあり、低い応札が多いんだろうとは考えられる。あと、こういう形になったのは、 仕事の件数が少ないという中での競争の結果だと考えている。

## 【委員】

関連だが、例えば、地域条件でこれでいいんだということになれば、国とか県の規定にあては めなくてもいいのではないか。これでできるんだよと言っているからには、舗装とか法面工事と かに関しては、地域条件を考えて最低制限価格をここまで下げようというようなことは考えられ ないのか。

# 【建設産業室長】

現在も労務単価、資材単価については、地域の市場単価を配慮して策定しているので、決して 全国一律の単価を持ってきているというわけではなく、地域の資材の動向を反映させているもの になっているということである。

### 【委員】

落札価格は、総額で落札されていて、その費目構成の中身については、ある割合で構成されていて、落札価格の範囲に入っていればいいということなのか。

# 【入札監理課長】

そうである。

### 【委員】

構成費目内訳については、県の予定積算内訳との間に大きな差がなければいいということか。

### 【入札監理課長】

最低制限価格については、予定価格に対する総額である。ただ、総合評価方式については、本年度から低入札調査の中で失格基準というのを設けており、直接工事費、現場管理費、一般管理費の基準未満であれば失格となる。

# 【委員】

最低制限価格の絡みで、失格になっている業者とラインギリギリで落札した業者の差が、4000円、5000円しか違わないにも関わらず、天と地ほどの結果の開きが出ているという実態を、我々としてそのまま看過していいのかという印象を受けた。ルールはルールで最低制限価格をどこかで一線を画さなきゃならないのだから、1円でもそれをクリアしていれば、落札できるということでやむを得ないんだということだとは思うが、業者の立場から見ると、4000円、5000円しか違わないのに失格してしまったということであり、腑に落ちないというのが私個人の印象だ。

### 【委員】

ただ、競争入札を導入する限りは価格で決めるというのがルールなので、これを外して、もう 一度5000円以内だから調整するとかになると、今度は別のルールになってしまうため、そこ は難しいであろう。

### 【委員】

最低制限価格の計算は今まで機械的にやってきたと思うが、例えば、業者が仕事を取りたいということで低く入札されている工事については、最低制限価格の算式を見直すという形ができないのか。そうすれば業者は救われて、県も安くできるのではないか。

# 【入札監理課長】

現在、最低制限価格の算式については、今年の1月に見直して平均6%上げたところであるため、今の提案については、今後の研究課題にさせていただきたい。

### <各委員の意見交換>

### 【委員】

国土交通省の方から9月12日付けで「安心実現のための緊急総合対策」という、地方公共団

体向け緊急要請が出ている。福島県では採用しているが、単品スライドとか、適正価格での契約推進とか、いろいろ出ている。その中で歩切りに関しては厳に慎むようにということが出ている。 歩切りについては、国土交通省ではだいぶ前から問題になっていて、コストを削減するという目的で歩切りをするということがないようにというのが出ているが、市町村では歩切りを明確にやっているところもあるので、福島県の今までの状況はどうなのかということと、今後どのような対策を取っていくのか教えてほしい。

## 【入札監理課長】

基本的には、極端な歩切りはしないということを、これまでも原則としてやってきており、今後についても、この原則は続けていきたいと思っている。

<その他(次回の抽出案件の対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名)>

対象期間・・・平成20年7月から9月契約分

抽出テーマ・・・指名競争入札で行った案件及び予定価格を事後公表で行った案件

抽出チーム・・北川委員、杉山委員